

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

## 住民監査請求について（通知）

令和 3 年 6 月 21 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

## 第 1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。また、2 ページ 27 行目から 4 ページ 3 行目までは、令和 3 年 6 月 28 日付けで請求人から請求書の補足として追加提出された内容を、4 ページ 4 行目から 5 ページ 39 行目までは、令和 3 年 7 月 9 日付けで請求書及び前記補足について、さらに補足として請求人から追加提出された内容を記載した。

### 1 請求の要旨

#### （1）対象となる財務会計上の事実

市政改革プラン 2.0（区政編）（以下、単に「プラン」と言う。）において、プランに定められた目標の達成度合いを判断するための指標の測定を行うための「令和元年度区民アンケート」（以下、「当該測定」と言う。）について、その妥当性を明らかにすべく行った情報公開請求及び審査請求について 2021 年 6 月 15 日に情報公開審査会答申第 492 号が出されました。これまでも当該調査の合理性や妥当性について実施機関に説明を求めてきましたが、一切説明できない状態（民法第 644 条、地方自治法第 138 条の 2 違反）でした。しかし、この答申により、当該測定は当該測定の目的を達成するために必要な設計がなされておらず、その結果についても目的を達成するものにはなっていないことを実施機関が認めている事が明らかになりました。その結果、当該測定にかかる経費が目的を達成できないまま支出されています。（地方自治法第 2 条第 14 号、地方財政

法第4条違反)

また、当該測定 of 規模についても根拠なく決定しており、調査費用の算出に根拠がありません。

## (2) その行為が違法又は不当である理由

### ア 当該測定 of 目的について

当該測定 of 実施決裁文書を見ると「それぞれについて PDCA サイクルを推進する観点から、成果指標と目標値を設定しており、すべての区で、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行い、成果指標を測定することとなっている。」と記載されています。そしてプランには目標として「身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合」「地縁型団体が行う活動に参加している区民の割合」などと定められています。

つまり、「無作為抽出した区民に対するアンケート」により、成果指標（「〇〇である区民の割合」）を測定することがその目的であると認められます。そして、後述する区長会での説明及び浪速区役所の市民の声の回答から、信頼度 95%のもとでの標本誤差を最大±5%という精度での測定であることが認められます。

### イ 当該測定 of 合理性、妥当性にかかるこれまで実施機関 of 説明について

当該測定や測定結果 of 用い方に関する根拠や合理性あるいは妥当性にかかるこれまで of 実施機関 of 説明は添付資料のとおりです。

「市政改革プラン2.0」の進捗状況（平成30年8月末時点）の51ページ以降に記載されている内容、例えば目標達成としている根拠について、「取得したデータにつきましては、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しています。」や「目標達成などと判断した根拠については、アンケート調査の結果数値が目標値に達したかどうかで判断しています。」とするにとどまり、例えば55ページに記載されている北区のデータ41.5%がなぜ「各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている（北）区民の割合」であると解釈でき、なぜ目標達成と判断できるのかに関する説明は全くありません。

情報公開審査会での結論が出る頃を見計らって改めて市民の声にて当該測定 of 妥当性などについて質問した際 of 実施機関 of 回答は別添補足資料のとおりです。

- ・なぜこの二つの数値の単純比較が可能なのかを論理的に説明してください
- ・なぜこのような値が実績値足りうるのかも論理的に説明してください
- ・41.5%という値が目標値と比較可能なものであり、目標達成との判断に合理性があることを説明してください

との従来からの質問に対し、「区民アンケートで取得したデータにつきましては、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しており、「市政改革プラン2.0」の進捗状況—新たな価値を生み出す改革—（行革編）—ニア・イズ・ベターのさらなる徹底—（区政編）（平成30年8月末時点）

においても同様に活用させていただいています。」とするのみで全く質問には答えていません。その後情報公開審査会の答申を受けて追加した質問

- ・ 区長会での「調査結果の正確性（標本誤差）から、統計学上、1区あたり400弱のサンプル数（アンケート回答者数）が求められる。」という説明については、「統計学上」と言いながら実際には全く統計学には依拠しておらず、この説明には根拠がないということですね
- ・ この説明に基づき各区2,000人という調査の規模が判断されていることから、調査費用の算出についても根拠がないということですね
- ・ 41.5%とのデータは「あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるものであり」北区民の状況を表すものではなく、根拠を説明できないということですね
- ・ 情報公開審査会に対して市民の声と明確に異なる内容の説明がなされているようですが、これもどういうことなのか説明してください
- ・ 事実関係は平成29年度以前あるいは平成31年度（令和元年度）以後の「無作為抽出アンケート」についても同じですか

との質問に対しても、「いただきました件については、6月10日付市民の声で回答させていただきましたとおりです。」とするのみで、これも全く質問に答えていません。

特に情報公開審査会に対する説明と市民の声の内容が異なっている点については非常に重大なポイントですが、情報公開審査会に対する説明内容は隠ぺいし、質問を無視して答えず、ただ従来からの説明を繰り返しています。

これはつまり、当該測定の目的を達成するために必要な調査に関する根拠などの確認を怠った（民法第644条、地方自治法第138条の2違反）結果、区長会では「統計学上」とし、市民の声の回答では「信頼水準95%」としているにも関わらず、情報公開審査会に対して「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず」「『市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成30年8月末時点）』に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまる」との説明をおこなわざるを得なかったことや、調査の結果得られた41.5%という数値を報告書では「各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合」としているにもかかわらず、情報公開審査会に対しては「掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまる」と説明している事、また「実際に実施機関においてアンケート結果の数値はそのまま報告書やホームページに掲載している」と言うことは、調査の結果で得られた41.5%という値と目標値40%を単純に比較して「目標達成」などとの判断を行っている（浪速区役所の令和元年6月4日付市民の声の回答にも「あくまで目標達成については、結果数値が目標値に達しているかで判断することを決定したもの」とあります。）事について、市民の声で説明することができず、ただひたすら誤魔化しているに過ぎません。

情報公開審査会答申第492号における「実際に実施機関においてアンケート結果の数値をそのまま報告書やホームページに掲載していることが認められる」という点について、当該測定の目的たる成果指標の測定における「成果指標」とは文字通りの「区民の割合」ではなく、アンケートの結果数値の事であるとの説明が実施機関よりなされることがありますが、請求書にも記載した通りアンケートの結果数値は偶然の産物に過ぎず、

まさに「回答者の回答状況にとどまる」もので、それ以上の意味を持つものではありません。そのようなものが、「区民の割合」であるはずがなく、また、指標として用いることができるようなものでもありません。

情報公開審査会での結論を受け、改めて情報公開請求を行ったところ、「不存在による非公開決定」となりました。

請求内容・・令和3年7月7日付け大市民第346号不存在による非公開決定通知書に記載の通り

処分理由・・令和3年7月7日付け大市民第346号不存在による非公開決定通知書に記載の通り

平成30年12月1日及び平成30年12月29日に行った下記請求内容の情報公開請求は、下記処分理由で不存在となりました。

請求内容

「『市政改革プラン2.0』の進捗状況

－新たな価値を生み出す改革－（行革編）

－ニア・イズ・ベターのさらなる徹底－（区政編）

（平成30年8月末時点）」

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/cmsfiles/contents/0000453/453061/h30.8torimatomehontail.pdf>

の55ページに北区は41.5%で目標達成、中央区は36.5%で目標未達などと記載されていますが、これらの数値をどのように算出したのか及び、目標達成などと判断した根拠が示されている文書を公開してください。

平成30年12月1日付の公開請求について、浪速区役所（大浪総第94号）で公開を受けましたが、請求内容からほど遠いものでした。

改めて次の通り請求しますので、今度こそ請求内容通りの公開を行ってください。

（ア）公開された文書の内容から、各区2000人を抽出してのアンケートと分かりましたが

- ・なぜ人口比例ではなく一律2000人なのか
- ・集まった回答が正しく母集団を代表しているかの確認はどのように行っているのか

（イ）「統計学上1区あたり400弱のサンプル数」との記載から、信頼度95%で許容誤差を±5%に設定しているものと推測されるが、これは正しいのか

（ウ）北区は41.5%で目標達成、中央区は36.5%で目標未達などと記載されているが、上記の許容誤差の推測が正しいと仮定するとこれらの判断はできないはずであるのに、目標達成などと判断した根拠は何か。

上記が確認できる文書を公開してください。

処分理由

(ア) (イ) の文書については、アンケートの回答について、母集団に対して適応可能かどうかの判断を行っておらず、公文書の件名を「市政改革プラン 2.0 (区政編)」の成果指標の測定について」とする文書以外には当該公文書を作成または取得しておらず、実際に存在しないため。

(ウ) の文書については、アンケート調査の結果数値が目標値に達したかどうかのみで判断していることから、当該公文書を作成または取得しておらず、実際に存在しないため

平成 30 年の公開請求の処分理由のうち「母集団に対して適応可能かどうかの判断を行っておらず」については意味不明であり、「アンケート調査の結果数値が目標値に達したかどうかのみで判断している」については根拠不明であることから審査請求を行いました。前者については情報公開審査会答申第 492 号により、「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず、『市政改革プラン (区政編) の進捗状況 (平成 30 年 8 月末時点) 』に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるものである」という意味であると分かりましたが、後者については依然として不明なままです。

今回の処分理由では情報公開審査会に対して上記の説明を行っていることからか「母集団に対して適応可能かどうかの判断を行っておらず」という部分については姿を消し、単に不存在であることを認めるものとなっています。

また、今回の決定は、請求の趣旨を「報告書において、アンケートの結果を『〇〇である区民の割合』としているにも関わらず、情報公開審査会に対しては『あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまる』との説明がなされており、両者は矛盾している。この矛盾についてどういうことなのかがわかる文書である」と説明したうえでなされており、この矛盾を説明する文書は存在しないということです。そして「アンケートで前記測定ができてることがわかる一切の文書」という請求に対して不存在であるということは、アンケートの結果を「〇〇である区民の割合」であるとするということについて、根拠を説明できないということです。

さらに「この設計なくしてどのように 400 弱を求めたのかがわかる文書」という請求に対して不存在であるということは、6 月 21 日に提出した監査請求書の 1 (2) エに記載した通り、400 弱のアンケート回答者が必要とする根拠、ひいては各区 2000 人を調査対象とする根拠が存在しないということであり、費用算出の根拠が存在しないということになります。

なお、処分理由にある「令和 3 年 6 月 3 日付け大市第 2 号の公開決定通知により既に公開したもの」とは、平成 30 年 6 月 22 日付け調査審議案件シート、区長会議 人事・財政部会 提出案件 (調査審議案件補助シート)、「市政改革プラン 2.0 (区政編)」の成果指標の測定等についてのとおりであり、これらには「統計学をどのように参考にしているか」やサンプルサイズを 400 弱とした根拠は全く記載されていません。また、「市ホームページで既に公開されている情報や区民アンケート結果報告書」とは、「市政改革プラン 2.0」の進捗状況報告書を指しており、これらも単に調査結果が記載されているだけで、成果指標が測定できているかがわかるようなものではありません。

## ウ 情報公開審査会答申第 492 号での認定内容について

2021 年 6 月 15 日に出された情報公開審査会答申第 492 号には、当該測定について「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず、『市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成 30 年 8 月末時点）』に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるものであり、また実際に実施機関においてアンケート結果の数値をそのまま報告書やホームページに掲載していることが認められることから、当該アンケートについて統計学上必要とされる、信頼度、標本誤差の設定を行っている設計内容が記載された文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はないと認められる。」との記載があり、実施機関から情報公開審査会にこの記載内容に沿った説明がなされたものと認められます。

「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず」「『市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成 30 年 8 月末時点）』に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまる」との内容から、実施機関は当該測定の目的を達成するための手段としての区民アンケートが、目的を達成するための設計ができておらず、当該測定の結果は、目的であるところの成果指標（「身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合」など）の測定値にはなっていないことを認めています。

各区 2,000 人の調査対象者は住民基本台帳から無作為に抽出されています。本件区民アンケートの結果データは、「たまたまその 2,000 人だったからその値になった」というものであり、別の 2,000 人が選ばれていれば違う値になっていたであろうというものです。「回答者の回答状況にとどまる」とはつまり、得られたデータは偶然（無作為抽出）の産物であり、そのデータに何らの意味も与えることができていないということです。ましてや本件区民アンケートのように回収率が著しく低い場合、非標本誤差が大きく発生するため、結果は「たまたまその値になった」以上の意味を持ちません。「回答者の回答状況にとどまる」ということは、仮に回答しなかった人が回答したとすれば、結果データがどのように変化するかがわからないということです。これにより、70%もの人が回答していない本件区民アンケートについては、結果データは甚大な影響を受け、本来測定すべき値との関係は全く分からないものになります。

当該測定の実施決裁文書には、「標本数（2,000 本）に過去 3 年の平均回答率（33.3%）を掛けたもの」との記載があります。つまり実施決裁の段階では上記非標本誤差のことは全く考慮されておらず、後々になって「回答者の回答状況にとどまる」ことを認識したものと認められます。ここに民法第 644 条、地方自治法第 138 条の 2 に違反する違法が存在すると認められます。

## エ 当該測定の費用算定について

当該測定の実施決裁文書には、返信郵送費の算出根拠として「標本（2,000 本）に過去 3 年の平均回答率（33.3%）を掛けたもの」との記載があります。また、令和元年度区民アンケート調査業務委託仕様書には「調査対象者数（標本数）」として「48,000 標本（1 区 2,000 標本×24 区）」との記載があり、これが委託費用の算出根拠の一つとなっていることが認められます。

この「1区2,000標本」については「『市政改革プラン2.0（区政編）』の成果指標の測定等について」の記載から。区長会において「調査結果の正確性（標本誤差）から、統計学上、1区あたり400弱のサンプル数（アンケート回答者数）が求められる。平成29年度は回答率が23%の区もあったため、予算事情等を加味し、各区2,000名を調査対象者数として設定する。」との説明がなされたことが認められます。また、この「400弱」についての浪速区役所の令和元年6月4日付市民の声の回答では「『一般的な調査に必要と考えられるサンプル数400弱を取得する』ことは、一般的に国などが行っている標本調査では、信頼水準95%として調査の設計をされており、その場合のサンプル数が400弱必要であることを参考とし」と説明されていました。

しかし、情報公開審査会答申第492号では「当該アンケートについて統計学上必要とされる、信頼度、標本誤差の設定を行っている設計内容が記載された文書は存在しない」と記載されており、この内容での説明が実施機関から情報公開審査会に対して行われたことが認められます。

つまり、区長会では「統計学上」とし、市民の声の回答では「信頼水準95%」としながら、実際には「1区2,000標本」を算出するための設計が行われておらず、「1区2,000標本」には根拠がないことが明白になりました。

この「1区2,000標本」は当該測定に要する費用を算出する大きな要素となっていることから、この費用の算出についても根拠がないことが明白になりました。

#### オ 本件に係る令和2年11月5日付監査請求について

本件に係る令和2年11月5日付監査請求は、令和2年12月3日付大監第67号において以下の理由により却下されています。

「本件契約は、アンケート調査の業務委託であり、特段の法規定がない限り、どのような業務委託を行うかについては、地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる（法第2条第14項、地方財政法第4条）。したがって、市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、本件契約は、当該条項に違反し違法性が認められる。

この点、請求人の主張は、本件契約が標本調査として適切に実施されるべきにも関わらず、標本調査として適切なものとなっていないことを主張するものであるが、仮に、標本調査として適切とはいえない事情があったとしても、本件契約の目的は不合理とはいえず、契約内容となる手段としてのアンケートは目的との関連性が全くないものとはいえない以上、職員がその権限の行使において、著しく合理性を欠く行為を行ったとまでは認められず、裁量の範囲を逸脱又は濫用をするものであるとの摘示があるとは認められない。」

しかしながら、実施機関は「令和元年度区民アンケート調査業務委託」仕様書に記載された委託内容で、当該調査の目的が達成できるとする根拠を何一つ確認しておらず、情報公開審査会に対して「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されており」、「『市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成30年8月末時点）』に掲載した内容（請求人注 アンケートの結果）はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」との説明を行わざるを得なかった。また「契約

内容となる手段としてのアンケートは目的との関連性が全くないものとはいえない」との点について、「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず」、アンケートの結果は「あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」である以上、成果指標の測定という当該測定の目的との関連性は全くないものと言わざるを得ません。つまり、業務委託仕様書の「3 調査目的」には「指標と目標値を設定しており、すべての区で、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行い、成果指標を測定することとなっている。」などと記載されているものの、「4 調査対象」以後で記載されている方法で目的が達成されるものには全くなっていないということです。ウ、エで述べたように、当該測定の実施決裁の段階で非標本誤差や回収率、必要なサンプルサイズに関する考慮がなされておらず、当該測定の目的を達成するための方法を実現するために必要な素養を備えていなかったことが認められます。

このように、業務委託の目的と全く関連性を持たない（目的を実現できない）業務委託契約を行うことまで「地方公共団体の長の広範な裁量」に含まれているとは到底考えられず、「市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合」に該当するものです。

### (3) その結果、大阪市に生じている損害

1 (1) に示した「令和元年度区民アンケート」のほか、「平成 29 年度区民アンケート」、「平成 30 年度区民アンケート」に要した経費が無駄になっています。

平成 29 年度区民アンケート	5,864,400 円
平成 30 年度区民アンケート	5,799,600 円
令和元年度区民アンケート	6,127,000 円
合 計	17,791,000 円

### (4) 請求する措置の内容

(3) 記載の損害を回復する措置を講じてください。具体的には市長に返還させることを求めます。

なお、以下の点について監査意見を付していただきますようお願いいたします。

- ・当該測定のように「〇〇である区民（市民）の割合」等、区民（市民）の状態を把握するための調査事業が適切に行われるような措置を講じること
- ・大阪市は ICT 戦略アクションプランにおいて、施策、事業の立案にあたり EBPM の推進ということをうたっています。EBPM を推進するためには統計学の素養が欠かせません。施策、事業立案の前提となる現状を把握するために必要な統計学の素養を必要な職員が備えられるような措置を講じること

## 2 その他

本件で挙げている財務会計上の行為は、それが行われた日から既に1年以上が経過していますが、2018年12月1日付及び2018年12月29日付で行った情報公開請求が「不存在による非公開決定」となり、これを受けて2019年1月23日付で審査請求を行いました。これ



に時間を要し、2021年6月15日になりようやく情報公開審査会の答申がありました。この中で実施機関が「『市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成30年8月末時点）』に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまる」などとの説明を行っていることが明らかになったため、本日になってからの請求になったものです。

これまで、市民の声の回答などでは「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず」、「『市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成30年8月末時点）』に掲載した内容（請求人注 アンケートの結果）はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」などの説明は一切なされておらず、今回の情報公開審査会の答申の中で初めて明らかになったものです。

なお、上記情報公開審査会答申492号は平成30年8月末時点分にかかるものですが、平成29年度、令和元年度においても区長会での説明内容のとおり測定を行っており、論点は同じです。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

## 第2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項本文は、住民監査請求は「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定し、同条同項ただし書では、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしているところ、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁平成14年9月12日）。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

請求人が具体的な行為として挙げているのは、平成29年度、平成30年度及び令和元年度区民アンケート調査業務委託（以下「本件各契約」という。）であるが、本件請求は、本件各契約に係る財務会計行為（契約の締結、支払等）が終わってから1年を経過した以降に行われている。請求人は、平成30年12月1日付け及び同年同月29日付けで行った情報公開請求が「不存在による非公開決定」となり、これを受けて平成31年1月23日付けで行った審査請求について、令和3年6月15日に情報公開審査会の答申があり、その中で、実施機関が「市政改革プラン（区政編）の進捗状況（平成30年8月末時点）に掲載した内容はあくまで各調査の回答者の回答状況にとどまる」などの説明を行っていることが明らかになっ

たことから、今般請求を行ったとしているが、これが正当な理由に該当するか問題となる。

当該情報公開請求は、その時期から平成 29 年度区民アンケート調査業務委託を対象にしたものと考えられるが、当該区民アンケート等について、集まった回答が母集団を代表しているかの確認はどのように行ったのかがわかる文書等の公開を求めたものであり、これについて、平成 31 年 1 月 22 日付けで、アンケートの回答において、母集団に対して適用可能かどうかの判断は行っていないなどとして、不存在による非公開決定が行われている。これを不服として行われた審査請求において、令和 3 年 6 月 15 日付けで当該決定を妥当とする情報公開審査会の答申が行われた。

当該答申は、非公開決定を妥当とするものであり、アンケートの回答が母集団に対して適用可能かどうかの判断を行った文書等が存在しないことは非公開決定時に示されている。したがって、住民が相当の注意力をもって調査を行えば、非公開決定が行われた平成 31 年 1 月 22 日時点で、当該区民アンケートの結果が、母集団、この場合は区民全体を代表するものであるのか確認されていないこと等を知ることができたと認められる。

よって、平成 29 年度区民アンケート調査業務委託について、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該区民アンケートに係る財務会計行為の存在及び内容、本件請求においては、当該区民アンケート調査業務委託が「〇〇である区民の割合」を明らかにするものではなかったこと等について、知る事ができなかったと認めることはできない。

また、平成 30 年度及び令和元年度区民アンケート調査業務委託についても、情報公開請求により同様の状況にあるかなどを調査することが可能であったと認められ、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該区民アンケートに係る財務会計行為の存在及び内容、本件請求においては、当該区民アンケート調査業務委託が「〇〇である区民の割合」を明らかにするものではなかったこと等について、知る事ができなかったと認めることはできない。

よって、本件請求は、法第 242 条第 2 項ただし書の正当な理由があるときとはいえないので、法第 242 条の要件を満たさないものと判断した。